

第5回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第1 開会宣言
- 委員長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(木村委員)
- 委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

第7号議案「芦屋市指定管理者選定委員会(海浜公園有料公園施設)委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。

芦屋市指定管理者選定委員会(海浜公園有料公園施設)の委員の委嘱でございますが、この5名のうち上3名の方については学識経験者で以前から他の指定管理の選定委員にもなられている方ということで、今回はこの下の2名の方の委嘱ということでございますが、質疑をお願いいたします。

木村委員) 学識経験者と、それから専門的知識を有する者ということで、この既存の3名の方は学識経験者ということなのですか。

スポーツ推進課長) そうです。

木村委員) 新たに選任する人たちが専門的知識を有する者ということですね。

スポーツ推進課長) そうです。岡田氏と比嘉氏が専門的知識を有する方になります。

木村委員) その専門知識という点について、大学の副学長をされている方がスポーツ推進審議会の委員をされているのはわかるので

すが、特にどういう点で専門的知識を持たれているのか、もう少し説明いただければと思います。

スポーツ推進課長) 岡田氏に関しましては、西日本学生ソフトテニス連盟の会長であり、県の指定管理である指定管理者の選定、それから宝塚市におきましても、スポーツに関する指定管理の委員になっておられます。

それから、比嘉氏に関しましては、芦屋大学のスポーツの関係で、バスケットボールが専門でございますが、もともと前職で大阪市のスポーツ関係の指定管理を受けていたという経歴がございます。

委員長) 他はいかがでしょうか。

小石委員) 海浜公園有料公園施設の場所は具体的にはどこですか。

スポーツ推進課長) 南芦屋浜といいますか、ちょうど西宮との境になりますけれども、打出駅から一番南に下がった県の海洋体育館があり、そこに隣接している建物です。建物はB & G芦屋海洋センターという別称がございますが、もともと建物自身はB & G財団の寄贈を受けまして、芦屋市が無償譲渡されている施設です。

委員長) 指定管理制度が導入されたのが平成21年度ですか。

スポーツ推進課長) 平成18年度です。

委員長) その前までは市の直営ですか。

スポーツ推進課長) 以前は、文化振興財団で管理しておりました。

委員長) 以前の会議録を見せていただいたら赤字だったのが平成19年までで、20年度からは黒字になっており、それ以降の情報がないのですが、今はどうなっているのでしょうか。

スポーツ推進課長) 今は赤を転じまして黒字になっております。成果報酬とい

う形で、向こうの提案にのっとして、上限100万円ですけれども、市のほうに寄附をいただいています。

委員長) その指定管理制度を導入して民間業者に運営していただいているという形態をとっているわけですが、その指定管理状況をチェックされていると思うのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

スポーツ推進課長) 市全体の施設は、指定管理になっている施設がほとんどですけれど、市長部局のほうから四半期調査、それと年度評価という形で年度末に総集した評価、その評価は市のホームページに掲載しております。

委員長) わかりました。そうすると、委員が決定して、実際に動き出すのはいつからになりますか。

スポーツ推進課長) 選考していますが、大体、選定委員会が3回程度開かれるので、指定管理の施設が11施設ございまして、私どもは4施設ということですが、1回目が8月13日ということで提案しております。

委員長) 今、募集している段階ですか。

スポーツ推進課長) まだ募集はしていません。

委員長) これからですね。

スポーツ推進課長) はい。

委員長) わかりました。

浅井委員) 海浜公園の場合は何年ごとの見直しになっているのでしょうか。

スポーツ推進課長) 一応5年ごとですね、当初、最初に指定管理が入ったときは3年間、それから市の方針によって5年ごとの切りかえとな

っています。

浅井委員) はい。

委員長) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第8号議案「芦屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) この審議会では、実際にはどのようなことがこれまで議論されてきたのですか。

スポーツ推進課長) 前回の教育委員会でも御報告させていただいたところですがこれまでは新たなスポーツ推進計画、これを策定するに当たって、調査部会を設けて審議していただいていた。従前においては、その前のスポーツ振興計画、これが16年からの計画でございましたが、これの年度ごとの検証や課題について審議していただいております。

委員長) 前回出していただいた芦屋スポーツ推進計画答申内容について御報告いただきましたが、それに当たって調査委員会を設けて年に3回、会議をされていたと思うのですが、本年度は回

数としては何回される予定なのでしょうか。

社会教育部長) 今年度は今後2回程度ということになっております。前回、答申の説明をさせていただきましたが、答申がこのスポーツ審議会のほうからいただいたもので、ことし3月の末に頂戴したのを少し遅れましたけれども、前回の教育委員会で答申の説明をさせていただきました。この答申を尊重した上で、芦屋市の行動計画を、今、策定中でございます。

その行動計画の策定に基づきながら、行政の手続を踏んでまいります過程の中で、今後、中間のまとめの時期にスポーツ審議会のほうでも審議をしていただいたり、また最終、本計画の形になりましたときにも御報告をさせていただくという運びになりますので、今年度については2回程度というふうに思っております。

小石委員) そうしますと、毎年ここで何かテーマを決めて諮問して、1年間かけてそれを出してもらう、そういう形がずっと続いているわけではないということですか。

社会教育部長) 諮問ということではなく、これまでは計画はございましたので、毎年、年度ごとの検証をしていただいております。

委員長) 他いかがでしょうか。

木村委員) この推進計画の答申書というのは、これは10年に一度ということになるのですか。

社会教育部長) 今回は、平成26年度から10年間ということですので、10年間の計画についての答申ということでございます。

木村委員) わかりました。

委員長) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第8号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 続いて日程第5の審議に入ります。専決報告第9号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

青山委員にかわって森委員が新たに委嘱ということの提案でございました。専決報告ですが、何か御質疑がありましたらお願いいたします。

これは年に1回ぐらいの会議の開催でしたか。

青少年育成課長） 協議会は年に1回の開催です。

木村委員） この協議会の具体的な活動、これまでの活動でどういうことをしたとか、そのようなことがおわかりでしたらイメージがわくのですが。

青少年育成課長） ずっと休止状態というような時期が一時ございまして、議会の指摘がありまして、平成23年度からは年1回開催しているところでございます。その辺の背景はいろいろとあるとは思いますが、これ4ページに記載の法を見ていただいたらわかるんですけども、昭和28年制定の法でして、いわゆる青少

年問題といいますが、戦後の社会背景として国の課題として始まった取り組みでございます。ところが、今は社会背景がガラッと変わっておりまして、この協議会の委員の構成につきましても、法の3条の組織のところを抜粋させていただいておりますけれども、首長が会長になるとか、あと委員の構成も法定で決められておりまして、なかなか運用しづらい形になっております。

現在で言いましたら公募委員とか、市民参画条例もできておりますのでパブリックコメントとか、そういう市民参画の仕組みを取り入れて意思決定をしていく形が一般的ですけれども、いわゆる昔のままの構成になっております。

今までから全国的にそういうようなことが課題になっていたのですが、このたび、地方分権の関係で推進改革委員会の第4次の勧告で、この委員の要件の撤廃が勧告されまして、先月、第3次の地方分権の一括法で改正されたところでございます。ですから、来年の4月からはこの委員要件が撤廃されますので、各地方公共団体において自由に委員構成を決めることができるようになります。

ただ、本市の場合はこの9月からまた新たに任期を定めて委員を定めます。その委員の任期が2年ということですので、この9月以降2年間は、その委員の任期ということになりますので、それ以降、委員会の構成を新たに検討して、どういふふうな形で活発に運営していけるかを検討していくということになると思われま。

社会教育部長) これまではこの3月、旧年度までは生涯学習課が所管して

おりまして、青少年問題協議会を開催しておりました。今も担当課長が申しあげましたように、これまで、数年前までは休止状態という形で、この所掌事務が青少年の重要な事項を審議するという内容だったかと思うのですが、それぞれの所管のところで、例えばこども課ですとか、それぞれで審議会があつて、実際には具体的なものにつきましては、児童の問題とか青少年の問題も違う場面で、審議できる場がもう既に育っておりました。また、今、課長が申しあげましたように、諮問する側と、審議していただくところの座長が同じ市長というのは非常にやりづらいということで、ここ数年の審議の内容はどの所管がどういう活動をしているかという御報告をさせていただいている状況です。

そういう形で年1回開催させていただき、何か特別に必要なことが起これば、その問題について御協議いただくというようなことでこれまでは運営してまいりました。

委員長) 他はいかがでしょうか。

社会教育部長) 昨年度はちょうど子ども・若者計画、これについて提案をいたしました。策定しましたのは、こども課の政策担当の課でございましたので、そちらのほうから出向いてもらって、子ども・若者計画についての御意見を頂戴したりということが昨年の目新しいところでもございました。

委員長) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画ですね。

社会教育部長) はい、計画の中の別冊という形で策定をさせていただいて、本来でしたら個別の計画を策定すべきですけれども、次世代の部分は児童福祉法による18歳未満ということになりますから、

対象年齢が、今回子ども・若者の、その計画の根拠の法で行きますと、対象は国の言うところでは39歳までとなっておりますので、なかなか組み込みにくいものですが、問題点の把握ですとか、対象者の掌握なども非常に難しいことから、国のほうも今回は次世代の計画へ組み込んでも構わないという取り扱いが出ましたので、こども課のほうで策定をし、今年度からは青少年育成課が引き継いだという流れになっております。

委員長) たしか6月議会で田原議員がひきこもりに関しての質問をされましたが、その中で教育委員会のほうがそちらを担当するということも答弁の中で言うておられて、その若者の支援の窓口も今後つくる予定だということをおっしゃっていましたが、そのことについては今どのように進んでいますでしょうか。

青少年育成課長) 今、相談窓口の開設に向かって事務を進めているところまでございまして、協力していただける大学の先生等も大体決まってきましたので、秋ぐらいから何とか開設したいという段取りで進めているところでございます。

委員長) それは常に設置、常設ということでしょうか、それとも何かあったときに設置ということでしょうか。

青少年育成課長) 今のところ常設といえますか、週3日ぐらいの、最初は電話相談が主になると思いますけれども、ゆくゆくは通所というような体制もつくっていきたいと思っております。

浅井委員) その子ども・若者という枠の中、39歳まで入ってきてということで、すごく年齢が幅広くなってくるわけですね。

社会教育部長) そうですね。子ども・若者のほうはひきこもりとかニートとかという、かなり特定された内容になります。そのうち次世

代対象年齢は次世代の事業で実施されておりますので。ただ、今回、子ども・子育て関連三法の関係で子どものほうにつきましては新たに事業計画を別に作っていきますので、そこからはやはり切り離されると思っております。ですので、平成27年度からの子ども・若者の計画につきましても個別に策定する必要が生じると認識しております。

ですから、この年度末に策定されました計画につきましては、あくまでも次世代の別冊ということですので、次世代の推進法は10年の時限立法ですので26年度末で終わりますから、今回策定したものにつきましても一応26年度末で一旦終わるものと思っております。

浅井委員) そのリーフレットとかは出てるのですか。

社会教育部長) 冊子は出ております。リーフレットは出ていなかったかもわかりません。

浅井委員) 冊子はもしできればいただけたらと思うのですが。

社会教育部長) 担当課で製本したものをまた次回のときにお配りさせていただきます。

委員長) これを私は見させていただいて、この中に青少年問題協議会からの意見も入っていますね。これについての協議を昨年度は3回にわたってしていただいたということですね。

社会教育部長) 青少年問題協議会自身は多分1回だったと思います。昨年度は策定委員会が別にございますので。

木村委員) この青少年問題協議会というのがそういう青少年の問題の重要なパネルになるようなことを、本来はここで議論して大綱を決定して動いていかないといけないのが、現状では報告会的

な感じになってしまっているのを、議会でも指摘されているということですが、国のほうで変わったことによって今後変わっていく予定だということですね。

社会教育部長) 今、計画を策定する場合については策定委員会というのを新たに作っております。市民との参画・協働がやはり重視されていますので、そこでは、やはり公募市民を入れていかないといけないということにもなっております。ですから、別に策定委員会をつくり、大体1つの計画で5回ぐらいは必ず会議を開催します。その他に青少年問題協議会を年間に5回開催、必要であればそれ以上というのは非常にやはり難しいですので、御意見を聴取したり御報告をしたりということになっていったということになっております。

木村委員) 警察署長も入っていますから、なかなか難しいですよ。

委員長) そうですね。そうすると、委員要件が変更になって次の次ですか。それから本来の形がとれる可能性はあるということですね。

浅井委員) 27年の9月から大きく変わる可能性がある。

社会教育部長) もう少し動きやすい形ですね。

委員長) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 続きまして日程第6の審議に入ります。報告第3号の審議に入りますが、ここでお諮りいたします。報告第3号「平成26年度教育費予算概算要求について」につきましては、その内容から、非公開で審議するのが適切と考えますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退出願います。

〈審議非公開〉

委員長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈審議非公開 終了〉

委員長) 日程第7 閉会宣言